

14公開審 第8号  
平成14年3月27日

福島県知事 様

福島県情報公開審査会長

公文書不開示決定に対する異議申立てについて（答申）

平成13年2月14日付け13環指第34号で諮問ありましたこのことについて、当審査会の意見は別紙のとおりです。

答 申

第 1 審査会の結論

福島県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成 12 年 8 月 3 日付け 12 北振第 2920 号 有機塩素系溶剤に係る表層汚染調査の結果について（通知）」（以下「本件公文書」という。）を不開示とした決定は妥当である。

第 2 異議申立てに係る経過

1 平成 12 年 12 月 27 日、異議申立人は、福島県情報公開条例（平成 12 年福島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し「旧（有）（ 町大字 字 ）に対する改善指導及び改善計画書の内容・浄化対策の方法」との内容で公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。

2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、本件公文書を含め 2 件の公文書を特定し、平成 13 年 1 月 25 日にいずれの公文書についても、その全部を開示しない旨の決定を行ったものである。これらの決定のうち、本件公文書を全部開示しないとする決定（以下「本件処分」という。）については、次の理由を付して異議申立人に通知した。

(1) 条例第 6 条第 3 号（事業情報）該当（条例附則第 3 項適用）

開示することにより、法人の社会的評価が損なわれ、融資や取引などの正当な利益が害されると認められるため。

(2) 条例第 6 条第 7 号（事業執行過程情報）該当（条例附則第 3 項適用）

開示することにより、法人の協力が得られなくなるなど、今後の調査・指導に著しい支障が生ずるおそれがあるため。

3 平成 13 年 2 月 5 日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を変更し、開示することを求める、というものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述を総合すると、次のとおりである。

### (1) 条例第6条第3号該当性について

有限会社 (以下「本件事業者」という。)は平成12年11月20日をもって休業し、従業員は全員解雇され、機器も現在は起動していないことから、事業再開の見通しは立っていないことが客観的に明らかである。

よって、本件公文書を開示することにより、本件事業者の正当な利益が害されるとは認められない。

### (2) 条例第6条第7号該当性について

本件事業者は現在休業しており、改善・浄化対策などは実施していないことから、実施機関の今後の調査・指導に著しい支障が生ずるおそれは現実として存在しないといえる。

実施機関は、本件事業者に対して土壌浄化対策を指導中であると説明するが、本件事業者は休業に入る数週間前から、土壌浄化対策を講じておらず、実施機関がいう調査はいつの時点のものなのか定かではなく、本件事業者に対する実施機関の対応に不安を感じる。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、本件公文書を不開示とした理由は、不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

### 1 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)の規定に基づく水質調査事務を実施する過程において、特定事業場に係る土壌調査結果を前提に、事業者に対して行った指導の通知に関する発議書である。

### 2 不開示決定の理由

本件公文書を不開示とした理由は、次のとおりである。

#### (1) 条例第6条第3号該当性について

本件公文書は、本件事業者の工場敷地内の土壌(以下「本件土壌」という。)について、実施機関が行った調査結果を当該事業者には知らせ、改善を求める通知文の発議書であり、調査地点ごとの調査結果等の情報が記載されている。

本件事業者の工場敷地は、以前別法人の事業所が立地していた場所であることから、本件土壌の汚染(以下「本件土壌汚染」という。)の原因がいずれの事業者によるものなのか、また本件土壌汚染がいつ発生したのかは、未だ判断できない状況である。さらには、本件土壌汚染と 地区の地下水汚染との因果関係についても同様に判断はできていない。

このような状況下で本件公文書を開示すれば、調査内容等から本件事業者があたかも汚染原因者であるかのような誤解や憶測が住民等の間に生ずることは容易に想定され、また、汚染対策のため水道を敷設した住民からは、本件事業者に対して敷設に要した費用相当額が請求されるなど、責任追及の矛先が向けられる事態になることが推測される。さらには、本件事業者の社会的評価が損なわれ、事業活動における信用への悪影響も憂慮される。

異議申立人は、本件事業者が休業状態であることを主張するが、実施機関が確認したところでは、本件事業者は製造工程に必要な機器を起動させ、また、浄化装置を購入するなど、浄化対策に取り組む姿勢を示している。このような状況から、本件事業者は、将来、事業を再開する意思を有しているものと判断できる。

また、井戸所有（使用）者に対しては、既に地下水の調査結果が通知されているのみならず、関係機関による飲用指導や水道の敷設等の対応が講じられていることから、当該地下水が飲用に供されることはなく、よって、今後の健康被害が発生するおそれはないものといえる。

以上により、本件公文書に記載されている情報は、条例第6条第3号本文に該当し、また、本号ただし書きのいずれにも該当せず、よって、本号に該当するものと認められる。

## (2) 条例第6条第7号該当性について

実施機関では、現在、本件事業者に対して、土壌浄化対策を指導中であるが、この指導自体には法的拘束力がなく、また本件事業者の負担も少くないことから、指導を行うに当たっては、当該事業者との信頼関係の維持に最大限の配慮をしている。

このような状況下で本件公文書を開示することにより、第三者から本件事業者に対して、調査結果等の情報を根拠に責任追及がなされることがあれば、実施機関に対する当該事業者の信頼が損なわれ、協力が得られなくなることが想定され、その結果、本件土壌汚染が改善されないままになるおそれがある。

一方、実施機関においても、慎重に調査・指導を進めている過程であり、本件公文書を開示することにより、その記録内容から地下水汚染の原因者を本件事業者であると憶測した住民等から実施機関に対して要望活動等が行われ、それらの対応に追われるなど、今後の長期にわたる調査・指導業務の公正かつ円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれがある。

以上により、本件公文書に記載されている情報は、条例第6条第7号に該当するものと認められる。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方について

当審査会は、実施機関から諮問を受けた本件処分について、処分時点における当該処分の妥当性に関して意見を述べるものである。

また、当審査会は、本件開示請求の背景となる地下水汚染等の原因の解明について

判断する立場にはないものである。

これらの前提の下に、以下判断する。

## 2 本件公文書について

### (1) 本件諮問案件に係る事務事業の概要について

都道府県知事は、水質汚濁防止法第15条の規定により、公共用水域及び地下水の汚濁の状況について、常時監視を行うべきことが義務付けられており、同第16条の規定に基づき毎年、当該都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画を作成し、測定を行うこととされている。

### (2) 本件公文書について

実施機関が 郡 町 地区の地下水を調査した結果、トリクロロエチレンによる水質汚染が判明したことから、実施機関は、トリクロロエチレンの使用実績のある本件事業者に着目して、本件土壌の調査を行ったところ、トリクロロエチレンによる汚染が認められた。

本件公文書は、本件土壌汚染調査の結果内容を前提として、本件事業者に対して当該土壌の浄化対策措置を講ずることを求める内容の通知に関する発議書であり、発議書、通知（案）及び調査結果から構成されている。

なお、調査結果は、実施機関が特定の日に実施した表層汚染調査の結果であり、各調査地点の測定濃度等のデータが表及び平面図にまとめられている。

## 3 条例第6条第7号該当性について

本件公文書の内容は、実施機関の行う環境行政の取組みのなかでも、特に、その実効性ゆえに実際に利用されることの多い行政指導にかかわるものであり、行政指導の相手方の情報の取扱いについても、行政指導の運用に関連して検討されるべきものと考えられることから、まず本号の該当性について判断する。

### (1) 条例第6条第7号について

本号は、開示することにより、県の機関が行う検査、監査、争訟、交渉、渉外、入札、試験、徴税、人事その他の事務事業の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な実施に著しい支障が生ずるおそれのある情報が記録されている公文書は、不開示とすることを規定したものである。

### (2) 条例第6条第7号前段該当性について

本件事案における実施機関の行った土壌浄化指導（以下「本件指導」という。）は、水質汚濁防止法等の法的根拠に基づくものではなく、相手方事業者の自発的な協力を頼らざるを得ない性質のものである。

福島県行政手続条例（平成7年福島県条例第55号）第2条第7号では、「県の機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」を行政指導と定義しているが、本件指導をその解釈・運用に当

てはめると、本件の場合、協力、援助のような本来的に相手方の自発的な意思にゆだねられるべき行為を求め、かつ、処分性を有しないものであることから、県の機関が行う行政指導とすることができる。

したがって、本件公文書に記載されている情報は、条例第6条第7号前段に該当すると認められる。

(3) 条例第6条第7号後段該当性について

本件指導の実施目的及びその内容並びにその特殊性については、次のことがいえる。

実施機関の理由説明によれば、異議申立人が所有する井戸に係る地下水汚染と本件土壌汚染との因果関係は必ずしも明確ではなく、また、本件土壌汚染の原因者についても慎重に調査を継続していたところであるが、その特定については困難な面があった。

しかしながら、実施機関としては、現に存在する本件土壌の汚染状態を放置しておくことは適当ではなく、何らかの浄化対策を施す必要があったため、実施機関は、本件事業者に対して調査結果を通知し、浄化対策を講ずることについて協力を求める内容の指導を行ったところ、本件事業者は実施機関の要請を受け容れ、実施機関に改善計画を提出し、それに従って自ら土壌浄化に取り組む姿勢を示したことが認められた。

一般的には、実施機関が行う行政指導を適正かつ円滑に進めていく上では、指導の相手方の自発的な取り組みの意思を尊重し、協力・信頼関係を構築、維持していく必要があると認められ、本件指導に関しても、土壌汚染の浄化対策を確実に進めていくためには、本件事業者との信頼関係を維持しながら協力を求め続けていかざるを得なかったという実質的な理由があったことは、これを否認しない。

このような当時の実施機関が置かれた状況や、また、本件処分の後においても、本件事業者による浄化対策が継続し、ある程度の効果が現れていることを考慮すると、本件公文書を開示することにより、実施機関の主張する本件事業者との協力・信頼関係が損なわれ、浄化対策の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあったものと認められる。

したがって、本件公文書に記載されている情報は、条例第6条第7号後段に該当すると認められる。

以上により、本件公文書に記載されている情報は、条例第6条第7号に該当すると認められる。

4 条例第6条第3号該当性について

第5の3のとおり、本件公文書に記載されている情報は、条例第6条第7号に該当し、よって、本件処分は妥当であると認められるため、当審査会は、条例第6条第3号の該当性については判断しない。

5 以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 その他審査会の意見

当審査会は、調査審議を行う過程で、実施機関から、現在に至る本件事業者の浄化対策の取組み等の状況について、説明を受けた限りでは、本件処分の理由を成り立たせた当時の状況、とりわけ浄化対策の取組みを実効あるものとするための実施機関と本件事業者の協力・信頼関係については、その程度や質が処分時のものとは変化してきているものと認識している。

このことは、実施機関が本件公文書に記載された情報について、今後も本件処分内容と同様に取り扱っていくことが妥当かどうか、実施機関自らが改めて検討する必要性を示すものと捉えることができる。

以上を踏まえ、当審査会は、実施機関が、今後、本件公文書に記載された情報を取り扱っていく上では、住民の生活の安全を主たる視点として、必要に応じた情報提供等を行うことなどを検討されるよう望むものである。

## 7 当審査会の処理経過は、別表のとおりである。